

合理的配慮申請の流れ

前期は3月中旬・後期は9月中旬までに、主治医の診断書または同等の根拠資料を添付の上、「**合理的配慮申請書** ([PDF](#)) ([Word](#))」をウエルネスセンターに提出



合理的配慮委員会で支援内容を検討



当該授業の教員に通知



学期最初の授業の前後で教員と当該学生との面談等により、双方の理解を確認する

・・・わからないこと、きになることがあれば
[ウエルネスセンターへ](#)



wellness-c@ml.seisen-u.ac.jp